

沿岸広域振興局長告示第54号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年6月29日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371100694	株式会社ジャパンケアサービス	ジャパンケア釜石	釜石市大町一丁目4番7号	平成30年6月30日

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371100736	株式会社ジャパンケアサービス	ジャパンケア釜石平田	釜石市大字平田第5地割84番5	平成30年6月30日